

インフラファンドとは何か

(東証:インフラファンド開設に伴う上場制度の整備2015.2.24より)

有価証券の形態

- 投資証券(J-REITと同様=国内のインフラに利用)
- 受益証券発行信託(JDR日本型預託証券と同様=海外インフラファンドなどに利用)

対象となる インフラ資産の定義

- 再生可能エネルギー発電施設
- 公共施設の運営権など(コンセッション方式=高速道路、空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を公的機関に残したまま、運営を行うスキーム)
- 道路、空港、鉄道などの資産
- 上記に伴う土地・建物、賃借権、地上権、地役権
- 上記インフラを運営する為に必要な資産
- 外国における上記と同等のもの

地熱発電



風力発電



空港



水道



高速道路



鉄道

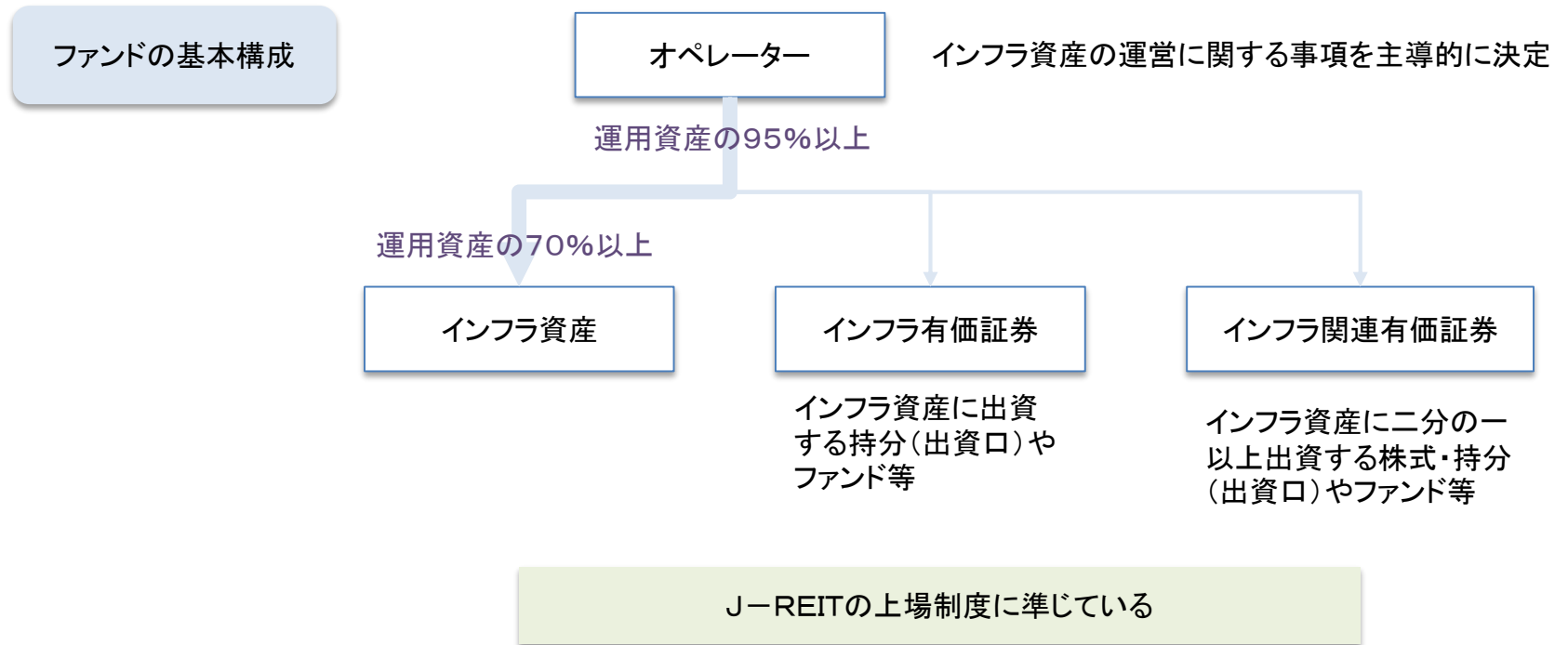


投資家からみた 重要なポイント

- 安定継続的な収益配分
- インフラ施設運営者に係る情報開示

インフラファンドの上場制度

(東証:インフラファンド開設に伴う上場制度の整備2015.2.24より)



※但し、以下を特例インフラファンドとして、通常の上場廃止基準は適用されない。

特例インフラファンド

- ✓ 再生可能エネルギー発電施設
- ✓ 収益の90%以上を配当(導管制要件)
- ✓ 取引所が認める資産内容

